

電波法

(登録状の訂正)

第二十七条の二十五 登録人は、登録状に記載した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

無線局免許手続規則

(訂正)

第二十二条 免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

2 前項の申請があつた場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3 総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

(登録状の訂正及び再交付)

第二十五条の二十二 第二十二条及び第二十三条の規定は、登録状について準用する。この場合において、第二十二条第一項及び第四項並びに第二十三条第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、同項中「免許の番号並びに識別信号(包括免許の場合を除く。)」とあるのは「登録の番号」と、同条第二項中「前条第四項」とあるのは「第二十五条の二十二において読み替えて準用する前条第四項」と読み替えるものとする。